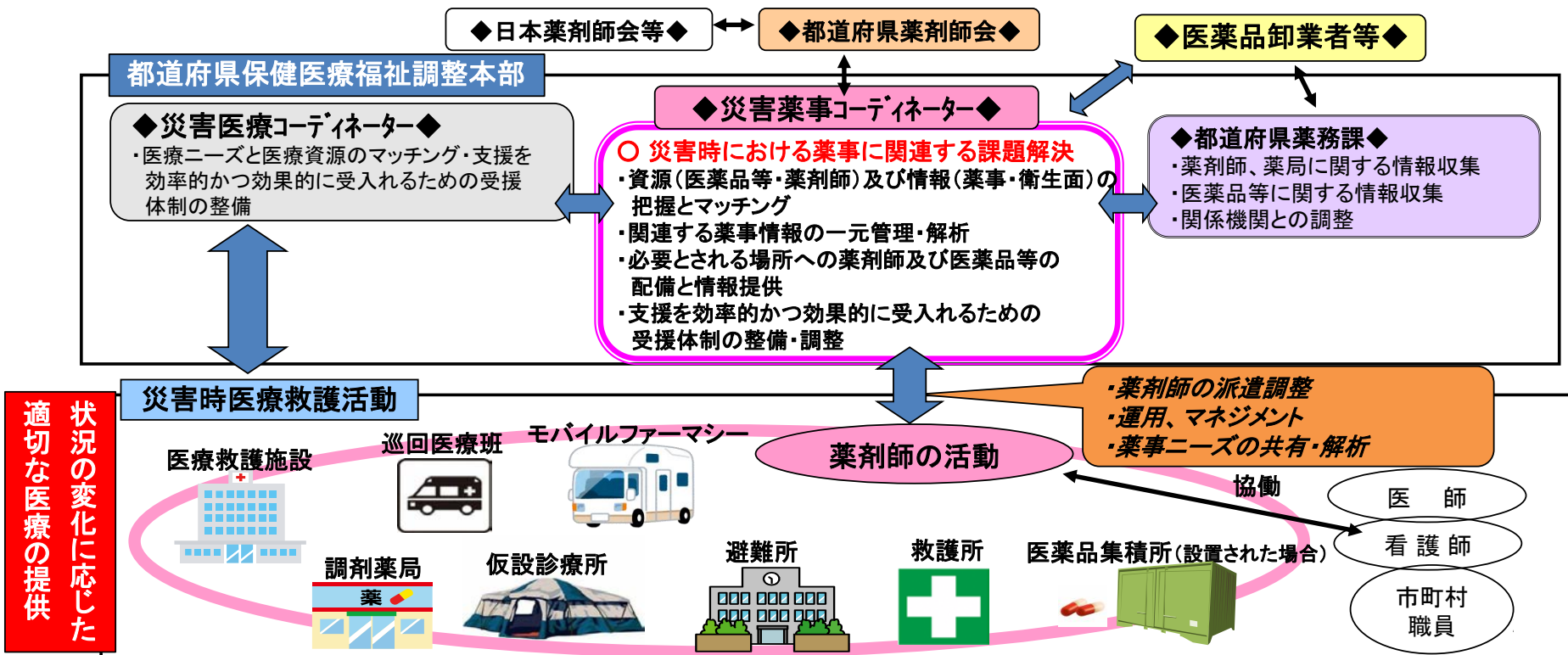


- 災害薬事コーディネーターは、災害時に必要な医薬品等の供給管理や被災地の衛生管理を始めとする薬事に関連する課題の把握・解析・マッチング等を行い、解決を行うものとして都道府県から委嘱等されている。
- 主な活動内容は、①被災地における医薬品等ニーズ情報収集 ②医薬品等の供給管理 ③支援薬剤師の派遣調整・受入調整 等である。
- 主な活動場所は、都道府県庁（保健医療福祉調整本部）、保健所、都道府県薬剤師会本部・支部、市町村（救護所、避難所）等である。
- 都道府県の派遣要請等に基づき活動する。
- 厚生労働省は、災害時の薬剤師の体制整備について、「災害時における薬剤師の対応体制整備事業」や「厚生労働科学研究」等により、災害時に求められる薬剤師の役割や平時から必要となる準備等の明確化、当該内容を盛り込んだ災害対応マニュアルの改訂、災害薬事コーディネーター研修プログラムの立案等に向け、取組を進めている。



奈良県災害薬事コーディネーター設置要綱

(目的)

第1条 災害によって大規模な人的災害が発生した場合において、被災地の医薬品等や薬剤師及び薬事・衛生面に関する情報の把握や調整等を行うため、奈良県災害薬事コーディネーター（以下「薬事コーディネーター」という。）を設置する。

(委嘱、任期及び身分)

第2条 知事は災害時における奈良県の薬事・衛生に関する調整等に係る知識・経験を有する薬剤師のうち、一般社団法人奈良県薬剤師会、一般社団法人奈良県病院薬剤師会又はその他関係団体が推薦する者を薬事コーディネーターとして委嘱する。

- 2 薬事コーディネーターの任期は2年とする。ただし、知事が必要と認める場合は、再度委嘱することができる。
- 3 知事は、薬事コーディネーターが、その職務の遂行にあたって、その職にあることがふさわしくないと認められる場合は、任期途中であっても委嘱を取り消すことができる。

(配置)

第3条 県全域の薬事・衛生に関する助言及び調整を行うため、奈良県災害対策本部の下に設置された保健医療調整本部内に薬事コーディネーターを置く。

- 2 災害の規模、災害の範囲及び被害状況等に応じて、地域における薬事・衛生に関する助言及び調整を行うため、県保健所に設置された地域保健医療調整本部内に薬事コーディネーターを置く。

(職務)

第4条 薬事コーディネーターは、知事の要請により、保健医療調整本部又は地域保健医療調整本部において次に掲げる事項の助言及び業務を行う。

- (1) 組織体制の構築に係る業務
 - (2) 被災情報等の収集、分析、対応策の立案に係る業務
 - (3) 保健医療福祉活動チームの派遣等の人的支援及び物的支援の調整に係る業務
 - (4) 患者・医薬品等の搬送の調整に係る業務
 - (5) 避難所等の衛生管理、防疫対策に係る業務
 - (6) 記録の作成及び保存並びに共有に係る業務
 - (7) その他薬事及び保健衛生に関する業務
- 2 知事は、奈良県における薬事・衛生提供体制等の確保に係る業務が安定した場合は、薬事コーディネーターの活動要請を解除するものとする。
 - 3 薬事コーディネーターは、その職務を終了するに当たっては、保健医療調整本部薬務・衛生班又は地域保健医療調整本部に対し、所要の事項を引き継ぐものとする。

(守秘義務)

第5条 薬事コーディネーターは、職務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(実費弁償等)

第6条 薬事コーディネーターの実費弁償は、知事の要請により出務した1日につき、奈良県災害救助法施行細則（昭和38年奈良県規則第10号）別表第2に定める額を支給する。

- 2 薬事コーディネーターが、その職務に関連して負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和39年奈良県条例第14号）の例により扶助金を支給する。

(平時の体制)

第7条 薬事コーディネーターは、災害時において円滑に業務を遂行できるよう、平常時に開催される災害対策薬事会議等に参加する。

- 2 災害に関する研修、訓練等に参加又は協力するとともに、知識及び技能の向上に努めるものとする。

(事務)

第8条 薬事コーディネーターに関する事務は、福祉保険部医療政策局薬務・衛生課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年8月1日から施行する。